

平成 3 1 年

彦根愛知犬上広域行政組合議会
会 議 録

2 月 定 例 会
(2 月 22 日)

彦根愛知犬上広域行政組合議会

〈第 1 号〉

平成 3 1 年 2 月

彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録目次

第 1 号 2 月 22 日 (金)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
会議に出席した議員	2
会議に欠席した議員	2
議場に出席した事務局職員	2
会議に出席した説明員	2
会議に欠席した説明員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名 (10 番 安藤博君、11 番 夏川嘉一郎君)	3
会期の決定	3
議案第 1 号上程 (管理者提案説明)	3
議案第 1 号 (質疑・討論)	6
議案第 1 号 (採決)	6
議案第 2 号上程 (管理者提案説明)	6
議案第 2 号 (質疑)	13
議案第 2 号修正案 (16 番 安澤勝君提案説明)	13
議案第 2 号修正案 (質疑・討論)	14
議案第 2 号修正案 (採決)	14
議案第 2 号 (採決)	15
議案第 3 号上程 (管理者提案説明)	15
議案第 3 号 (質疑・討論)	16
議案第 3 号 (採決)	16
議案第 4 号上程 (管理者提案説明)	17
議案第 4 号 (質疑・討論)	18
議案第 4 号 (採決)	18
一般質問	18
16 番 安澤勝君 質問	19
新ごみ処理施設について	19

大久保管理者	答弁	19
杉山建設推進室長	答弁	20
16番 安澤勝君	再質問	20
大久保管理者	答弁	21
杉山建設推進室長	答弁	21
16番 安澤勝君	再々質問	21
大久保管理者	答弁	21
杉山建設推進室長	答弁	22
5番 山内善男君	質問	22
紫雲苑における残骨灰の処理について		22
紫雲苑におけるご遺体の受け入れ時の確認について		22
もえないゴミの最終処理状況について		23
上田紫雲苑場長	答弁	23
山本中山投棄場長	答弁	24
5番 山内善男君	再質問	24
上田紫雲苑場長	答弁	26
5番 山内善男君	再々質問	26
上田紫雲苑場長	答弁	26
決議案第1号上程（10番 安藤博君提案説明）		26
決議案第1号（質疑・討論）		28
決議案第1号（採決）		28
閉会		28
付録		
全員協議会（平成31年2月22日）		30

2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会会議録（第1号）

平成31年2月22日（金）

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第1号上程
- 第4 議案第2号上程
- 第5 議案第3号上程
- 第6 議案第4号上程
- 第7 一般質問
- 第8 決議案第1号上程

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号
平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第2号
平成31年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算
- 日程第5 議案第3号
彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第6 議案第4号
彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第7 一般質問
- 日程第8 決議案第1号
彦根愛知犬上広域行政組合新ごみ処理施設建設候補地、愛荘町竹原地区の白紙撤回を求める決議案

会議に出席した議員（18名）

1番	木村	修	君	11番	夏川	嘉一郎	君
2番	獅山	向洋	君	12番	澤田	源宏	君
3番	富永	勉	君	13番	中野	正剛	君
4番	北川	和利	君	14番	杉原	祥浩	君
5番	山内	善男	君	15番	小菅	雅至	君
7番	木下	茂樹	君	16番	安澤	勝	君
8番	西澤	清正	君	17番	河村	善一	君
9番	北川	元気	君	18番	高橋	正夫	君
10番	安藤	博	君	19番	西川	正義	君

会議に欠席した議員（1名）

6番 西澤 伸 明 君

議場に出席した事務局職員

事務局長	神細工	信二	事務局副主幹	藤野	知之
事務局次長	金田	憲治	書記	高橋	大

会議に出席した説明員

管理者	大久保	貴	君	事務局長	神細工	信二	君
副管理者	山田	静男	君	総務課長	金田	憲治	君
副管理者	有村	国知	君	紫雲苑場長	上田	文夫	君
副管理者	伊藤	定勉	君	建設推進室長	杉山	暢基	君
副管理者	野瀬	喜久男	君	中山投棄場長	山本	登	君
副管理者	久保	久良	君	中山投棄場主幹	野瀬	次夫	君
会計管理者	和気	豊文	君	建設推進室主幹	宮川	伸夫	君

会議に欠席した説明員（0名）

午後 2 時 00 分開会

○議長（西川正義君） それでは、ただいまから、平成 31 年 2 月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、18 名で、会議開会定足数に達しております。よって、平成 31 年 2 月定例会は、成立いたしました。直ちに、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（西川正義君） 日程第 1、本日の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員に、10 番 安藤博君、11 番 夏川嘉一郎君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（西川正義君） 次に、日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日、1 日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日 1 日間に決定いたしました。

日程第 3 議案第 1 号 平成 30 年度（2018 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（西川正義君） 次に、日程第 3、議案第 1 号 平成 30 年度（20

18 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（西川正義君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第 1 号 平成 30 年度（2018 年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）の概要につきましてご説明いたします。

補正前予算総額 3 億 9162 万 9 千円に対しまして、歳入歳出それぞれから 2692 万 5 千円を減額いたしまして、予算総額を 3 億 6470 万 4 千円とするものでございます。

今回の補正内容につきましては、歳入におきまして、歳出の減額補正によります負担金の減額と、前年度の決算上剰余金を繰越金に計上するものでございます。

歳出におきましては、昨年 8 月の人事院勧告に伴いまして給料等の増額を計上する一方、紫雲苑および中山投棄場の光熱水費等を実績で精査しましたことや、各所管の委託業務における入札により執行残が生じたことなど、不用となった額につきまして減額をお願いするものでございます。また、歳入の繰越金に計上した額につきまして、財政調整基金へ積立てるものなどでございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（西川正義君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金田憲治君） それでは、議案第1号 平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第2号）につきまして、お手元の一般会計補正予算書でご説明させていただきます。併せまして、別添1の2月補正予算案の概要もご参照いただきますようお願いいたします。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

今回の補正につきましては、昨年8月の人事院勧告に伴うもの、人件費の支給実績や燃料費および光熱水費などについて、使用実績を基に精査したこと、また、修繕や各種委託業務において、入札等執行後の予算執行残が生じたことなどから、全体として減額の補正をお願いするものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願います。第1条で、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2692万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6470万4千円とするものでございます。

次に、2ページ、第1表 歳入歳出予算補正をお開きください。まず、歳入でございますが、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金は3992万3千円を減額し、3億1584万1千円とするもの、第6款 繰越金、第1項

繰越金は1299万8千円を増額し、1599万8千円とするものでございます。

続いて、3ページをお願いいたします。歳出でございますが、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費は1130万6千円を増額し、1億6030万円とするもの、同じく、第2項 保健衛生費は76万9千円を減額し、2838万7千円とするもの、同じく、第3項 清掃費は3746万2千円を減額し、1億7014万7千円とするものでございます。

したがいまして、歳入歳出合計とも、補正前の3億9162万9千円から2692万5千円を減額し、3億6470万4千円とするものでございます。

次に、歳入、歳出それぞれの詳細な内容につきましては、5ページから10ページの歳入歳出補正予算事項別明細書により説明させていただきます。なお、5ページ、6ページにつきましては、総括でございます。

まず、歳入から説明させていただきます。7ページをお開き願います。2. 歳入、につきましては、第1款 分担金及び負担金、第2項 負担金、第1目 負担金の補正でございますが、歳出の補正に伴いまして、構成市町の運営費負担金3992万3千円の減額をお願いするものでございます。なお、構成市町別の負担金額につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

次に、8ページをお開き願います。第6款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金は1299万8千円を増額

し、1599万8千円とするものです。これは、平成29年度の決算上剰余金2821万円から繰越明許費繰越額1221万2千円を差し引いた1599万8千円とするものでございます。

次に、歳出の説明をさせていただきますので、9ページをお願いいたします。3.歳出、第2款 衛生費、第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費は、第2節 給料におきましては7万8千円の増額を、第3節 職員手当等におきましては171万7千円の減額を、第4節 共済費におきましては7万6千円の増額を、第7節 賃金におきましては4万3千円の減額を、また第19節 負担金、補助及び交付金におきましては6千円の増額を計上しており、給料、職員手当等、共済費につきましては、それぞれ昨年8月の人事院勧告や時間外勤務手当の実績により補正をするものでございます。次に、第2目 財政調整基金積立金は、前年度繰越金の積立1299万8千円を増額するものでございます。同じく、第5目 退職手当基金積立金は、組合プロパー職員の退職手当の積立金につきまして、県の市町退職手当組合が定める率が下がったことなどに伴いまして9万2千円を減額するものでございます。

次に、第2款 衛生費、第2項 保健衛生費、第1目 斎場管理費は、紫雲苑において、燃料費および光熱水費につきまして、実績値を基に精査しま

したこと、また、入札執行に伴う委託料の予算執行残が生じたことで、斎場管理費全体として76万9千円の減額補正をお願いするものでございます。

続いて、10ページをお開き願います。第2款 衛生費、第3項 清掃費、第1目 投棄場管理費は、中山投棄場において、光熱水費および修繕料を実績値を基に精査したこと。また、委託料において、各種委託業務の入札等による予算執行残が生じたことと、一般廃棄物処理委託業務で搬出量の減に伴い減額するもの。さらに、三重県伊賀市への環境保全負担金につきましても、下がる見込みであることから、負担金、補助及び交付金を減額し、投棄場管理費全体で3638万2千円の減額の補正をお願いするものでございます。同じく、第2目 塵芥焼却場費につきましても、委託料において、中継基地整備計画策定業務の入札で、予算執行残が生じたことに伴い108万円の減額補正をお願いするものでございます。したがいまして、第2款 衛生費の第3項 清掃費全体では3746万2千円の減額補正をお願いするものでございます。

なお、11ページは、補正予算給与費明細書でございまして、一般職につきましての給料、職員手当、共済費の内訳となっております。

以上、議案第1号 平成30年度(2018年度)彦根愛知犬上広域行

政組合一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（西川正義君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で、議案第1号に対する質疑を終結いたします。

○議長（西川正義君） これより、討論を行います。討論は、ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。議案第1号 平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第2号）を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第1号 平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 平成31年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算

○議長（西川正義君） 次に、日程第4、議案第2号 平成31年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算を議題といたします。職

員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（西川正義君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第2号 平成31年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算の概要につきまして、ご説明を申し上げます。

予算総額につきましては、歳入歳出それぞれ4億7336万7千円とするもので、中山投棄場の中継基地事業終了に伴います跡地利用計画の策定や新たな施設整備に係る実施設計、新ごみ処理施設関係の調査業務に係る経費等を計上いたしましたことなどから、前年度と比べますと7445万5千円の増額となるものでございます。

予算の詳細につきましては、この後、事務局からご説明申し上げますが、主なものといたしましては、紫雲苑におきまして、経年による炉設備の修繕経費を、また、中山投棄場関係では、浸出水処理設備の修繕や管理棟外壁等の改修工事経費および中継基地としまして県外民間処理業者の処分場に廃棄物を搬出し、処分するための経費を引き続き、計上するとともに、中継基地事業終了後の新たな中継基地整備のための実施設計業務について経費を予算計上させていただいたところでございます。

また、新ごみ処理施設関係の事業につきましては、施設整備基本計画策定

等関係経費を引き続き、計上いたしまして専門的に必要となる4つの調査業務、これらは環境影響評価業務、地質・断層調査業務、地歴調査業務、地形測量調査業務でございますが、これらの経費を予算計上させていただいたものでございます。

非常に厳しい財政状況下でございますが、当組合の運営につきましては、各構成市町のご理解を頂戴しながら、住民サービスの向上に努めてまいりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西川正義君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金田憲治君） 議案第2号 平成31年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算につきまして、お手元の一般会計予算書でご説明させていただきます。併せまして、別添2の一般会計予算案の概要もご参照いただきますようお願いいたします。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

平成31年度の予算編成に当たりましては、各構成市町の財政状況や財政健全化に向けた取組を十分に踏まえ、引き続き経費節減に努めながら、各施設の維持管理経費に対応するとともに、主要な事業を中心に円滑な組合運営に資するよう留意し、編成を行いました。

まず、歳入面では事業実施に合わせ

た構成市町の負担金や、実績を反映させた使用料および国の補助事業に対する循環型社会形成推進交付金を計上しております。

歳出面では、火葬業務および不燃ごみの処分につきましては、紫雲苑、中山投棄場・日夏投棄場の各施設の適正な運営、維持管理に必要な経費を予算計上しており、特に紫雲苑は、経年による炉設備の修繕経費を、中山投棄場関係では、浸出水処理設備の修繕や管理棟外壁等の改修工事経費および中継基地として県外民間処理業者の処分場に廃棄物を搬出し、処分するための経費を引き続き、計上するとともに、中山投棄場に代わる新たな中継基地整備のための実施設計業務や跡地利用計画策定業務に係る経費を予算計上させていただきました。

また、新ごみ処理施設関係の事業につきましては、債務負担行為の最終年度になります施設整備基本計画策定等関係経費を引き続き計上し、4つの調査業務の経費を計上させていただきました。

このように、中山投棄場関係経費や新ごみ処理施設関係経費などを予算計上したことから、前年度当初予算額と比べ7445万5千円の増額となり、歳入歳出それぞれ4億7336万7千円を予算計上させていただきました。

なお、本定例会に先立ちまして、去る2月13日に開催されました全員協議会におきまして、事務局長より詳

細に説明いたしておりますので、本日は主な内容について、ご説明させていただきます。

それでは、予算書の1ページをお開き願います。第1条で歳入歳出予算の総額を、それぞれ4億7336万7千円と定め、第2条で債務負担行為を定めております。

ここで恐れ入りますが、4ページをお願いいたします。この債務負担行為ですが、4ページの第2表で、まず上段の中山投棄場の一般廃棄物処理委託業務につきまして、平成32年度の委託料を限度額7649万円で設定するものでございます。また、下段の環境影響評価業務につきましては、平成32年度から平成34年度までを期間とし1億8144万円の限度額を設定するものでございます。

次に5ページ、6ページですが、総括になっております。

続きまして、歳入の説明をさせていただきますので、7ページをお願いいたします。第1款 分担金及び負担金、第1項 分担金、第1目 分担金につきましては、中山投棄場に係る起債の償還金を構成団体にご負担願うもので、平成30年度をもって償還が終了しましたことから、市町分担金はございません。同じく、第2項 負担金、第1目 負担金、第1節 市町負担金、4億1967万1千円は組合の運営管理費を構成市町にご負担願うものでございます。内訳につきましては、説明

欄に記載のとおりでございます。

次に、8ページをお願いいたします。第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料、第1目 衛生使用料、第1節 斎場使用料、2903万円は前年度より317万6千円の増額です。これは前年度の実績等を見込んで積算をしております。第2節 投棄場使用料、162万4千円は、前年度より14万4千円の減額です。これは、搬入物検査を強化したことや搬入量自体が減少傾向にありまして、実績を基に積算しております。

次に、9ページをお願いいたします。第3款 国庫支出金、第1項 国庫補助金、第1目 衛生費国庫補助金でございます。循環型社会形成推進交付金1987万2千円は国の交付金対象となっております新ごみ処理施設に関する環境影響評価業務、地質・断層調査業務、地歴調査業務、地形測量調査業務の4つの調査業務について、補助率3分の1で積算し、予算計上しております。

次に、10ページをお開き願います。第4款 財産収入でございまして、利子及び配当金は記載のとおりでございます。なお、基金利率は0.06%で算出しておりますが、斎場施設整備基金のみ金額が少額のため0.01%での運用で算出しております。

続きまして、11ページをお願いいたします。第5款 繰入金、第1項 基金繰入金、第4目 退職手当

基金繰入金につきましては、前年度と同額で1千円を計上いたしております。

次に、12ページ、13ページをお開き願います。第6款 繰越金と第7款 諸収入でございますが、それぞれ記載のとおりでございますが、諸収入のうち、第2項 雑入、第2目 雑入は4万5千円を計上しております。紫雲苑の骨箱売却収入、設置の自動販売機売上手数料、共済サービスの事務手数料で、前年度より1万3千円の減額でございます。

以上、歳入予算の説明とさせていただきます。

次に、歳出を説明させていただきます。14ページをお願いいたします。

第1款 議会費は、組合議会の運営に係る経費でございますが、予算額は34万5千円で、前年度と同額でございます。

次に、15ページをお願いいたします。第2款 衛生費、第1項 衛生管理費、第1目 一般管理費は組合職員の給料、賃金等の人件費をはじめ、組合全般の事務的業務に係る経費でございますが、予算額は1億4975万2千円で、前年度に比べまして、1068万1千円の減額となっております。内訳でございますが、第1節 報酬、25万4千円につきましては、説明欄に記載の委員報酬でございますが、前年度と同額でございます。

第2節 給料は5204万8千円で、派遣職員7名、プロパー職員7名分の給料でございます。前年度当初は、紫雲苑場長職を派遣職員で見えておりましたが、平成31年度は嘱託職員で計上したことなどにより707万7千円の減額となっております。第3節 職員手当等は4559万6千円で、職員構成の見直しなどにより、前年度と比べまして、636万4千円の減額となっております。第4節 共済費は2215万7千円で、192万1千円の減額となっております。これにつきましても、職員構成の見直しなどにより、減額となっております。第7節 賃金は1492万6千円で、228万3千円の増額となっております。これは、嘱託職員3名、臨時職員3名の計6名分で、前年度は派遣職員として見ていた紫雲苑場長職について、嘱託職員として賃金で計上したことなどにより、増額となっております。

続きまして、16ページをお開き願います。第11節 需用費の中の修繕料、86万3千円は前年度より81万3千円の増額となっております。これは、豊栄のさと事務所の電話主装置が古くなっていることから、更新する工事代を計上させていただいたことによるものでございます。第13節 委託料は377万3千円で、法律事務所との顧問契約や新地方公会計制度に係る支援業務、職員の健

康診断などの委託料のほか、現在、紙ベースで管理を行っている組合の例規を、平成31年度、新たに情報システムで管理するために例規システム構築業務の経費を計上しており、前年度に比べ25万9千円の増額となっております。第18節 備品購入費は、職員の業務用パソコンの使用年数が古くなってきましたことから、パソコン12台分の更新経費348万9千円を計上させていただきました。

続きまして、17ページをお願いいたします。第19節 負担金、補助及び交付金、366万4千円は、派遣予定の職員数の変更により、退職手当金負担金が減となったことなどから、前年度より201万7千円の減額となっております。続きまして、第2目 財政調整基金積立金、第3目 投棄場重機・施設整備基金積立金および第4目 斎場施設整備基金積立金は、各基金の利子を積み立てるものでございます。また、第5目 退職手当基金積立金、335万7千円は、基金利子の積み立てと、プロパー職員の給料を退職手当組合が定めております率で積み立てするもので、職員の新規採用により、対象者が1名増となりますことから、前年度より25万9千円の増額となっております。

続きまして、第2項 保健衛生費、第1目 斎場管理費は、火葬場、紫

雲苑の運営および維持管理に要する経費でございます。予算額としましては4098万3千円で、主に需用費の増加によりまして、前年度に比べまして、全体で1182万7千円の増額となっております。第11節 需用費の消耗品費は、94万3千円で火葬炉台車五徳および台車保護材のCMガード、プラストなど、また、その他事務用品等で、前年度より17万4千円の減額となっております。同じく、燃料費865万6千円は、火葬用燃料の灯油代、公用車ガソリン代で、前年度より253万1千円の増額となっております。これは、燃料単価の上昇と前年度実績を基に積算したものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。光熱水費、776万4千円は、電気代および水道代で、前年度より102万1千円の減額となっております。これは、電気代の契約内容を見直したことによるものでございます。同じく、修繕料、1154万8千円は、平成30年度まで保証期間内であった火葬炉設備機器の修繕につきまして、新たに予算計上したものでございます。次に、第13節 委託料は1142万5千円で、電気工作物保安管理業務など11の委託業務に係る経費で、前年度より76万7千円の減額となっております。次に、第18節 備品購入費、7万円は、清掃作業用として充電式ブロワを購入しようとする

るもので、前年度より 2 千円の減額となっております。

続きまして、19 ページをお願いいたします。第 3 款 清掃費、第 1 目 投棄場管理費は、中山投棄場の運営および日夏投棄場を併せた施設の維持管理に要する経費でございます。予算額としましては 2 億 577 万 6 千円で、需用費の修繕料や工事請負費が増加したため、前年度に比べまして、全体で 1097 万 6 千円の増額となっております。まず、第 4 節 共済費、7 万 2 千円は、投棄場のごみ搬入物検査員および日直員に係ります労災保険料で、保険料率が上がったことなどから、前年度より 6 千円の増額となっております。次に、第 7 節 賃金、552 万 5 千円は、搬入物検査員および日直員の賃金で、検査員の出務日数の増および日直員の賃金単価の上昇で、前年度より 4 万 4 千円の増額となっております。続いて、第 8 節 報償費、341 万 6 千円は、投棄場建設時における地元との覚書等によりまして、鳥居本学区自治連合会、中山町中山自治会に支払う環境保全対策金、および日夏投棄場に係る三津屋町農業組合に支払う河川清掃協力感謝金で、前年度と同額を計上いたしております。次に、第 11 節 需用費のうち、消耗品費、151 万 1 千円は、浸出水処理に使用します薬品代、作業服および事務消耗品等々でございます。単価や数量

を見直しましたことにより、前年度に比べまして、10 万 9 千円の減額となっております。次に、同じく、光熱水費、453 万円は、日夏投棄場および中山投棄場の各浸出水処理施設の電気代と水道代でございます。こちらにも、電気代の契約内容を見直したことにより、前年度に比べまして 72 万円の減額となっております。同じく、修繕料、3186 万 1 千円は、公用車の車検、重機の点検整備、浸出水処理設備等の修繕で、前年度より 1191 万 8 千円の増額となりました。これは、中山投棄場の浸出水処理設備において、緊急遮断弁の整備・取替等の必要が生じたことなどによりまして、中山投棄場の修繕工事が大きく増えることとなったものでございます。次に、第 13 節 委託料は、20 ページにわたっておりますが、1 億 3185 万 4 千円を計上いたしております。説明欄に記載しておりますとおり、中山・日夏両投棄場の浸出水処理施設の維持管理、投棄場施設内設備の法定点検と施設管理、法令と公害防止協定に基づく水質検査等の業務委託のほか、平成 31 年度から 32 年度までの 2 年間で債務負担行為として措置する一般廃棄物の県外搬出処分に係る委託業務や沈砂池清掃業務。また、平成 31 年度、新たに予算計上しておりますトラックスケール点検整備および代行検査と、そのプログラム変更業務、中山

投棄場の跡地利用計画策定業務など計23業務についての委託料で、平成31年度に新たに予算計上する委託業務がある一方、搬入・処分量が減少していることにより、一般廃棄物処理業務経費が大幅減となっていることなど、委託料全体としましては、前年度と比べまして、2196万円の減額となっております。

次に、20ページの第15節 工事請負費、2224万8千円は、中山投棄場事務所の外壁と屋根が腐食等で傷みがひどく、雨漏りがするような状況でありますことから、塗装工事などを行うため、平成31年度新たに予算計上をさせていただいたものでございます。

続いて、21ページをお願いいたします。第18節 備品購入費、15万4千円は、場内において、円滑に現場と事務所間の連絡やりとりを行うため、トランシーバーを購入しようとするもので、前年度に比べまして8万3千円の増額となっております。次に、第19節 負担金、補助及び交付金、238万円は、県廃棄物適正管理協議会費と、中継基地事業に伴う廃棄物の県外搬出に伴い、受け入れ先の三重県伊賀市に対する環境保全負担金でありまして、搬出量が減っていることから、前年度に比べまして51万4千円の減額となっております。続きまして、第2目 塵芥焼却場費は、新ごみ処理施設建設

に向けて取り組む事業に要する経費でございまして、予算額は7206万2千円で、環境影響評価業務を含む4つの調査業務などを計上しており、前年度に比べまして6659万7千円の増額となっております。なお、歳入でもご説明いたしましたが、国庫支出金であります循環型社会形成推進交付金、1987万2千円を特定財源として見込んでおります。第13節 委託料は7130万2千円で、平成29年度から3か年にわたる債務負担行為を行い、平成31年度が最終年に当たります新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務、それと、環境影響評価、地質・断層調査、地歴調査、地形測量調査の4つの調査業務および中山投棄場での中継基地事業終了後の新たな中継基地整備のための実施設計業務の委託料となっております。前年度に比べまして6670万1千円の増額となっております。このうち、環境影響評価業務を含む4つの調査業務は、建設候補地での新ごみ処理施設建設に向けて必要となる調査業務でありますことから、あらためて平成31年度当初予算に計上させていただくものでございます。また、中山投棄場に代わる新たな中継基地整備に係る実施設計業務につきましては、平成33年3月に中山投棄場での事業が終了しますことから、予算計上させていただいたものでございます。

次に、23ページをお開き願います。第3款 公債費につきましては、中山投棄場に係る起債の償還が、平成30年度をもって終了しましたことから廃止となっております。

最後に24ページをお開き願います。第4款 予備費につきましては、前年度と同額の100万円を計上しております。これにつきましても、前年度と同額でございます。

以上が歳出予算の説明でございます。

続きまして、25ページでございますが、給与費明細書で、特別職の給与費、また、26ページから28ページにかけては、一般職の給与費および職員手当の状況等に関する明細でございます。

そして、29ページでございますが、上段の表は、債務負担行為に係る事業の支出予定額等に関する資料でございます。一般廃棄物処理委託業務につきましては、中継基地に係る費用になっておりまして、支出予定額としましては、平成32年度、7649万円でございます。また、彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画策定等業務につきましては、平成31年度で239万9千円の支出予定となっております。

続きまして、下段の表につきましては、地方債の起債の見込みに関する調書でございます。平成30年度に、元金449万1千円を償還しまし

て、新規の起債借入の予定はございません。平成31年度末の現在高見込額が0円となっております。

以上で、議案第2号 平成31年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○議長（西川正義君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で、議案第2号に対する質疑を終結いたします。

○16番（安澤勝君） 議長、動議。

○議長（西川正義君） 安澤君、議長席へお願いいたします。

○議長（西川正義君） ただいま、安澤勝君他6名の方から、議案第2号に対する修正の動議が提出されました。この動議は、所定の発議者がありますので成立いたします。暫時休憩いたします。

[午後2時43分休憩]

[午後2時50分再開]

○議長（西川正義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。ここで、議案第2号に対する修正案について、提出者の説明を求めます。16番 安澤勝君。

○16番（安澤勝君） それではただいま、議長のお許しをいただきました

ので、平成31年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算、議案第2号につきまして、修正の動議をするものでございます。

昨年8月29日開催の彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会で、平成30年度（2018年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算におきまして、環境影響評価業務、874万8千円、断層調査業務、2700万円、地歴調査業務、259万2千円、地形測量調査業務、799万2千円を計上されましたが、原案は賛成多数で否決され、減額修正された予算案が賛成多数で可決されました。今期、定例会におきましても議案第2号 平成31年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算では、環境影響評価業務、1663万2千円、断層調査業務、3240万円、地歴調査業務、248万4千円、地形測量調査業務、810万円を計上されています。しかしながら、ただいま述べました4項目の調査業務費用につきましては、管理者が定められた愛荘町竹原区を対象とした調査業務費用であり、先の議会と同様にこれらの予算は認めるわけにはいきません。よって、一般会計予算について、修正動議をお願いするものです。議員各位のご理解とご賛同をお願いいたしまして、修正動議の説明といたします。以上です。

○議長（西川正義君） 暫時休憩いたします。

[午後2時52分休憩]

[午後2時56分再開]

○議長（西川正義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。これより、修正案に対する質疑に入ります。質疑の通告は、今のところありません。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

○議長（西川正義君） これより、討論に入ります。討論の通告についてございません。討論、皆さんございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。ただいま議題となっております議案第2号 平成31年度（2019年）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算に対する安澤勝君他6名から提出された修正案について採決をいたします。お諮りいたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

ご着席願います。起立多数であります。よって議案第2号 平成31年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算に対する修正案は可決されました。

○議長（西川正義君） 次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決をいたします。お諮りいたします。議案第2号 平成31年度（2019年度）彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算の修正部分を除く、その他の部分については原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席願います。起立多数であります。よって、修正議決した部分を除く、その他の部分は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（西川正義君） 次に、日程第5、議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（西川正義君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

昨年8月の人事院による給与改定等に関する勧告を受けまして、昨年1月30日に、国において一般職の職

員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されましたことから、当組合の一般職の職員の給与につきましても、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正を行うものでございます。具体的には、行政職の給料表において、平均0.2%の引き上げ、1級の初任給の1500円の引き上げ、勤勉手当の支給月数の改定等々でございます。

詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西川正義君） 続いて、事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金田憲治君） それでは、議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明させていただきます。

あらかじめ、条例案および別添3の条例改正概要書を配付させていただいておりますが、去る2月13日の当組合議会全員協議会におきまして、事務局長より詳細説明をいたしておりますので、本日は、条例案の別添でございます条例改正概要書によりまして、ご説明させていただきます。

このたび改正しよういたしますのは、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例でございます。平成30年8月10日に、平成30年度の人事院による給与改定等に関する

勧告を受けまして、国において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が昨年11月30日に公布されました。当組合では、組合採用のプロパー職員の給与制度、運用等につきましては、これまでから彦根市に準じる取扱いをしておりますことから、今回の改正につきましても、彦根市の改正内容を勘案し、このたびの法律改正による給与改定に準じ、組合職員の給与等について、所要の改正を行おうとするものでございます。

条例改正概要書の右側をご覧くださいと存じます。改正の内容でございますが、大きく2つの条で構成しております。まず、第1条による改正は、行政職の給料表において、平均0.2%の引き上げ、1級の初任給の1500円引き上げ、勤勉手当の支給月の改定を行い、12月をプラス0.05月とするもので、これは平成30年度でございます。また、第2条による改正につきましては、平成31年度以降、期末手当において、支給月数を6月期および12月期で均等にするための支給月数の改定を行うものであり、また、勤勉手当においては、第1条による支給月数の引き上げを6月期および12月期で均等にするための支給月数の改定を行うものでございます。この条例は、公布の日から施行しますが、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行するもので、また、第1条の規定による改正後の当組合職員

の給与に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用することを付則において定めております。

なお、この内容で、昨年12月7日に労働組合と団体交渉を行い、労使間で妥結に至っておりますことにつきまして、併せてご報告させていただきます。

以上で、議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案のご説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西川正義君） これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で、議案第3号に対する質疑を終結いたします。

○議長（西川正義君） これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席ください。起立全員であります。よって、議案第3号 彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（西川正義君） 次に、日程第6、議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。職員に議案を朗読させます。

〔藤野議会事務局副主幹朗読〕

○議長（西川正義君） 提案者の説明を求めます。管理者。

○管理者（大久保貴君） それでは、議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案の概要につきましてご説明申し上げます。

現在、斎場の使用に際しましては、使用者は使用許可を受けたと同時に使用料を納付することとしておりますが、管理者が認める場合に限り、後納することができる規定を設けるものでございます。これまでは、生活保護法によりまして管内市町から葬祭扶助の保護を受ける者につきましては使用料を免除しておりましたけれども、生活保護法による葬祭扶助費として県および市町から納付いただくこととするに伴いまして、使用許可と同時に使用料を納付することが困難であると想定されますことから、後納できる規定の条文を追加するも

のでございます。

詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（西川正義君） 事務局からの詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金田憲治君） それでは、議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案について、ご説明させていただきます。

条例案および別添4の条例改正概要書をご覧いただきたいと思います。まず、条例改正等の趣旨でございますが、現在、斎場の使用に際しては、使用者は使用許可を受けたと同時に使用料を納付することとしておりますが、そこに管理者が認める場合に限り、後納することができる規定を設けようとするものでございます。

内容につきましては、本条例第4条に、第2項として、前項の使用料は、前納とする。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない、との1項を加えるものです。今回、条例改正を行う理由につきましては、これまで紫雲苑では彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例施行規則に使用料の減免規定を定め、生活保護法により管内市町から葬祭扶助の保護を受ける者、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に規定する行旅死亡人、そして、墓地、埋葬等に関する法律の規定により、火

葬される者について、使用料を減免してまいりました。しかしながら、生活保護世帯においては、生活保護法により葬祭扶助として県および市の福祉事務所から使用料を納付いただけるため、減免規定から削除するものでございます。また、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づく、住所、居所等が知れず、かつ引取者のない死亡人、および墓地、埋葬等に関する法律に基づく、独りで身寄りのない死亡人につきましては、死亡地の市町が火葬することとなり、火葬に要する費用については、行旅病人及び行旅死亡人取扱法の規定により県の負担となりますことから、併せて、同様に減免規定から削除するものでございます。

つきましては、使用料は、県および市町による納付となり、使用許可と同時に使用料を納付することが困難であると想定されますことから、使用料の後納が可能となる条文を本条例に追加するものでございます。

なお、この条例改正に併い、規則につきましても、所要の改正が必要となり、後納規定は地方公共団体等に限り適用することとし、規則改正を行ってまいります。

以上で議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（西川正義君） これより、質

疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で、議案第4号に対する質疑を終結いたします。

○議長（西川正義君） これより、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西川正義君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

ご着席願います。起立全員であります。よって、議案第4号 彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案は原案のとおり可決されました。

日程第7 一般質問

○議長（西川正義君） 次に、日程第7、定例会でありますので、当組合所管事項に対する一般質問を行います。

一般質問の発言通告書が2名の方から提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、16番 安澤勝君、5番 山内善男君といたします。なお、一括質問、一括答弁でございますので、質問者は一括で質問をしていただきたいと思います。16番 安澤勝君。

○16番（安澤勝君） それでは、一般質問をさせていただきます。

新ごみ処理施設について、お伺いをしたいと思います。彦根愛知犬上広域行政の新ごみ処理施設建設候補地の選定については、さまざまな意見があることから一本化できなかつたため、管理者の責任において愛荘町竹原区に決めましたと、管理者はいつでも答弁をしておられました。しかし、決定に至る経緯や周辺自治会の猛反対などもあり、私たち彦根市議会は議会として竹原決定の白紙撤回を求めてきました。今定例会において、一定の成果が出ることに期待をしておりますが、周辺地域の理解も得られず、また広域行政組合議会の承認も得られないうで、新ごみ処理施設建設は喫緊の課題であるにもかかわらず、いたずらに時間だけを費やし、混乱を招いた責任は全て管理者にあると言わざるを得ません。

管理者として、どのように責任を感じておられ、いかにして責任を取るお考えなのか。そして、今後、どのように広域行政組合を運営していこうとお考えなのか。

さて、彦根市新庁舎建設に当たっては、当初予定した価格よりも随分高く積算がされています。人件費や材料の高騰もその要因ではありますが、いずれにしても喫緊の課題である新ごみ処理施設は、どこかに建設しなければなりません。今、組合としてお考えの

施設規模で結構ですので、現在の見込みとしていつ頃には建設し、供用したいとお考えなのでしょうか。また、ごみ処理施設だけの建設費はどれだけかかると積算しておられるのか、お示してください。併せて1市4町の負担割合とそれぞれの負担金額はどのようになるのかもお示してください。

○議長（西川正義君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） では、私から標題1の要旨①のご質問にお答え申し上げます。

彦根愛知犬上地域での新たな広域ごみ処理施設の建設につきましては、既存施設の老朽化の問題等も考慮しまして、喫緊の課題であるというふうに強く認識をしているものでございます。平成29年6月に愛荘町竹原区を建設候補地として決定をいたしました後、現時点まで各種調査業務等の予算のご承認がいただけておりませんので、事業が進展していないことにつきましては、管理者として責任を感じておりますが、一刻も早く事業を軌道に乗せていかなければならないと、それが私の責任であるとあらためて強く認識をしているものでございます。また、当組合の運営としましては、現在、新たなごみ処理施設建設に向けました管理者会議や組合議員の皆様方との意見交換会の場を積極的に開催をしてございまして、今後もより一層、執行部の結束を強めまして、組合議員の皆様方のご理解が得られますよう

に意見交換を重ねてまいりたいと考えております。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 続きまして、私から標題1の要旨②のご質問についてお答えいたします。

新たなごみ処理施設につきましては、当初、平成39年度からの供用開始とするスケジュールとしておりましたが、候補地を決定してから既に約1年半が過ぎております現在も、建設に向けての各種調査業務が実施できていないような現状でございます。現在のところ、供用開始の時期を明確にはお示しはしておりませんが、現時点で各種調査業務を実施する予定時期が1年遅れておりますことから、単純に考えれば供用開始が1年は遅れてくるものと考えております。今後、事業進展がございましたら、併せて実施できる事業などの整理を具体的に行い、その上で、あらためて今後のスケジュールをご報告させていただきますのでご理解賜りますようお願いいたします。

次に新ごみ処理施設の建設費用についてでございますが、昨年度に設置し、今年度にかけて開催してまいりました彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会において、事業費の検討がなされておまして、現時点での計画案によりますと、施設建設費は概ね200億円となっております。各市町の負担割合につきましては

は、平成30年度の負担金ベースで、彦根市では62.19%、愛荘町では14.64%、豊郷町では7.80%、甲良町では7.60%、多賀町では7.77%となっております。しかしながら、この費用につきましては、循環型社会形成推進交付金を活用することで費用の3分の1、あるいは2分の1が交付金の対象となること、また、一般廃棄物処理事業債を活用することで、費用負担を分散させられることに加えまして、起債裏に対し交付税措置を受けられる部分もございます。また、民間手法を取り入れた事業手法を採用することなどを検討しておりまして、事業手法によって建設費用も抑えられる可能性もございます。1市4町においては、非常に厳しい財政状況の中ではございますので、より効率的で効果的な事業計画を今後も検討して参りたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長(西川正義君) 再質問ありますか。安澤議員。

○16番(安澤勝君) まず、管理者の方からは29年6月に決定をされましたが、予算等、認められないということで責任を感じているというお言葉を確認をさせていただきましたが、私の質問にあります、いかにして責任を取る考えかということで、それはこれからどういうふうに責任を取って、管理者として責任を取っていかれるのかということをお答え

をいただきたいと思えます。

もう一方、建設費 200 億円というところでございますが、これについてもきっちりとした積算根拠で見積りを出しておられるのか、当市のようなですね、スケールメリットはこれぐらいだろうということ、こちらの勝手な、執行部側の勝手な思い込みでこれぐらいではやってくれるだろうと、いうような積算根拠では、またこれが 200 億が 220 億とかいうように膨れ上がっていく可能性もありますので、その辺の積算根拠はどのようになっているのか、あらためてお伺いしたいと思います。

○議長（西川正義君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 再質問にお答えを申し上げます。

先ほどもお答え申し上げましたが、私としましては、この新ごみ処理施設を、建設をしていく必要性というものを執行部一同、4 町の皆様方とも共有をしてございまして、なんとか建設が進んでいけますように議会の皆様との対話も重ねながらですね、具体的な事業を進めていけますように、ご理解を得るよう最善を尽くしてまいりたいと。そのことによって責任を果たしていくということでございます。

○議長（西川正義君） 建設推進室長。

○建設推進室長（杉山暢基君） 先ほど私の方からお答えをいたしました 200 億円という金額については、各プラントメーカーの方に対しまして実

施した見積価格を基に算出しているものになります。建設が概ね 7 年から 8 年先ということもございまして、各プラントメーカーとしては今後の建設費の高騰リスクというのも見込んだ上での見積りを出していただいているということ、200 億円という形になっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（西川正義君） 安澤議員。

○16番（安澤勝君） 今ほど、管理者の方から一定のお言葉をいただきましたが、私としては管理者が、この混乱を招いた責任をどう取るのかということ自体にですね、しっかりとした答弁を頂戴していないというふうに感じておりますので、再度、管理者としての責任の取り方をどう考えているのかというふうにお伺いをしたいと思います。

併せて、先ほど②でございまして、パーセンテージはお伺いをいたしましたので、1 市 4 町の負担割合と、その金額という部分で、負担割合についてはお伺いしておりますが、負担金額について答弁漏れがあったので、これはお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（西川正義君） 管理者。

○管理者（大久保貴君） 繰り返しの答弁になって恐縮でございますけれども、ご理解をいただくに至っていないということは現実でございますが、議員の皆様方それぞれに、それぞれのお立場、いろんなご意見があるという

ことも承知をしてございます。今後、議会の代表者会議等々も踏まえてです、議論を重ねて一定の方向性が見出せるように努力をしていきたいと。一刻も早く建設に向けての歩みを、再び進めていきたいということを強く感じているところでございます。そのことが私ども彦根市および4町が共通理解の下に進めてございますので、今後とも管理者会が議論の上に、結束をしまして進んでいきたいというふうに考えております。

○議長(西川正義君) 建設推進室長。

○建設推進室長(杉山暢基君) 各市町の負担額につきましては、先ほど答弁で申しました負担割合につきましては、平成27年度の国勢調査の人口を基に人口割の部分を出しているものになりますけれども、今後、各市町の人口増減によっては見直しの方もしていかなければならないような状況が生じてくるものになります。また、現在のところ、起債をどのような形で起こすかですけれども、例えば各市町それぞれで財政状況に見合った額を起債を起こすとかですね、償還期間を何年にするかといったところについても各市町の財政部局とも、まだ協議ができていない状況でもございますし、PFIとかDBOといった民間を活用した事業手法の方を取り入れますと、建設費の削減もできるということですが、その額の方も、まだ未確定ということがありますことから、現状で

は各市町における実際に負担いただくだろうというような額ということもお示しすることができない状況ですので、ご理解の方、賜りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長(西川正義君) 5番 山内善男君。

○5番(山内善男君) それでは、私の方からは3点質問させていただきます。

1点目です。紫雲苑における残骨灰の処理状況について、お伺いいたします。厚生労働省が昨年、火葬場で遺族が収骨した後に残る残骨灰について自治体に調査を実施して、その概要が新聞でも報道されております。紫雲苑における残骨灰の処理について、どのようにされているのか実態と、今後の方針、そのまま続けるのかどうかということも含めてお伺いいたします。

二つ目です。やはり、紫雲苑に関して、ご遺体の受け入れ時の確認について、お伺いいたします。昨年2月定例会でご遺体の受け入れ時、口頭だけでやりとりをしていた結果、姓が同じ方が、ほぼ同じ時刻に搬入をされて、炉の名前と実際のご遺体がクロスして入りかけたということがありました。これは、市長もご存知だというふうに思いますけれども。それで2月の定例会で、このようなやり方でいいのかということで質問させていただいた折に、当局の方から、他の自治体についての方法も調査し、今後、どういうふうに

していくのか修正も含めて検討をさせていただきたいというふうな回答をいただいております。現在、どのようにされて、今後、どのようにされていこうとされているのか、現在の到達点についてお伺いしたいというふうに思います。

三つ目です。もえないゴミの最終処理状況について、お伺いいたします。もえないゴミについては、現在、中山投棄場を中継基地として三重県の事業者処理を委託してはいますが、つい最近の報道で不法投棄に住民から告発される事態も発生しているということで、三重県の現地の状況が報道されておりました。その報道は、産廃の処理状況でしたけれども、当組合の場合は一般廃棄物ということになりますけれども、1市3町から集められた不燃物の最終処分に係る責任者として、最終、そのゴミがどういうふうな形で処理をされているのか、その最終の見届けについて、現状についてをお伺いいたします。3点、お伺いいたします。よろしくお願いたします。

○議長（西川正義君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（上田文夫君） それでは、まず、標題1の紫雲苑における残骨灰の処理についてお答え申し上げます。

残骨灰につきましては、火葬後に全ての遺骨を取骨できず、一部残った遺骨や体内で使われていたと思われる

金属類のことですが、残骨灰処理の現状は、年間約4トンの残骨灰処理を業者に委託をいたしております。委託業者による処理方法につきましては、回収した残骨灰を残骨、金属類、残灰等に分別後、残骨はお寺に埋葬し、その他は委託業者が適正に処理をするという契約となっております。適正な処理の確認につきましては、業者からの報告書、写真等に基づきまして、確認をいたしております。今後の方針につきましては、遺族感情や死者の尊厳という点から、慎重な対応が必要であると考えておまして、今後も業者による適正処理を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

次に引き続きまして、標題2の紫雲苑におけるご遺体の受け入れ時の確認につきましてお答えを申し上げます。本件につきましては、玄関での受け入れ時に、喪主の方に亡くなられた方の氏名をフルネームで確認すること、また、告別室へ案内したときには、火葬炉前に掲示してある亡くなられた方の氏名を確認することを徹底し、再発防止に努めると、昨年2月定例会でご答弁申し上げます。現在も玄関での受け入れ時に、必ず喪主の方に亡くなられた方の氏名をフルネームで確認する方法等により対応しておまして、現在のところ、トラブルなく円滑に葬儀の進行が行っている状況でございます。ご遺体の

受け入れ時の確認について、他の自治体の方法も調査し検討いたしました。が、円滑な葬儀の進行に配慮すると、今ほどご説明をいたしました受け入れ方法が、適切であると判断をしておりますことから、引き続き、喪主の方への口頭確認および火葬炉前に掲示してある亡くなられた方のご氏名の確認を徹底し、再発防止に努めてまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（西川正義君） 中山投棄場長。

○中山投棄場長（山本登君） 続きまして、標題3、もえないゴミの最終処理状況について、1市3町から集められた不燃物の最終処分に係る責任者として、最終の見届けの現状についてお答えいたします。

中山投棄場は、平成28年3月末をもって埋立を終了し、平成28年4月からは、投棄場内に中継基地を設置して、圏域外の民間処分場である三重県伊賀市にある三重中央開発株式会社において、不燃物を適正に処理するため、まず中間処理をした後、再資源化ができない物についてのみ、同じ三重中央開発株式会社の敷地内にある最終処分場で埋め立て処分がされています。この最終処分場の適正な埋め立て処分までの見届けの現状については、2つの方法で確認しております。一つ目は不燃物搬出量の確認でございます。この搬出量の確認につきましては、中山投棄場への1市3町からの

搬入量と、受入れ先の三重中央開発株式会社への搬出量を月ごとに三重中央開発株式会社から送付される運搬処分実績明細書等と突合して数量等の確認を行っております。二つ目といたしましては、最終処分に至る適正な処理状況の確認でございます。これは広域行政組合職員が三重中央開発株式会社に赴き、不燃物の搬入から中間処理過程、そして最終処分場を視察して適正な最終処分状況の確認をしております。このような方法で、1市3町から集められた不燃物について、中山投棄場の搬出から三重中央開発株式会社での適正な最終処分に至るまでの確認をしておりますので、ご理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（西川正義君） 山内議員。

○5番（山内善男君） それでは1点目なんですけれども、昨年、厚生労働省が調査をして、その結果を昨年の秋あるいは今年に入ってから新聞報道がされております。約7割の自治体が民間委託をして2割の自治体は、いわゆる焼却灰を売っているという実態が報告をされています。貴金属などが含まれておりますので、それなりに自治体の収入になるということで、別に一般的な遺族感覚からすると死体といっても一応、物ではありますけれども、死者の弔いという意味で宗教的な感覚もありますので、自治体が売却することに、遺族の感情が馴染まない

いう部分もありますけれども、一方で利益があるということでメリットがあるというふうに思われる住民の方もあるかもしれません。それで、もうひとつ踏み込んでお聞きしたいんですけども、民間委託する場合、どういう形で、いわゆる委託をされているのか。売却する場合もあるし、報道によりますと、0円または1円入札が多く見られたというような報道もあるのですが、どのような形で民間委託をされているのか。かなりの売却益になっているという自治体もあるというふうに、金額も示して報道もされておる新聞もありますけれども、ちょっとその辺り、もうひとつ踏み込んでお答えいただきたいというふうに思います。

それから、そのような売却処理の、いわゆる残骨灰の処理について管理者も含めてですね、認識の一致が見られているのかどうか。私は、この広域議会の議員にならせてもらって何年かなりありますけれども、そのような話の詳細について伺ったことがなかったので、今、認識を一致をさせるという点でお聞きしているわけですがけれども、管理者全体の意志一致のもとに、そのような処理がされているのかどうか、あらためてお聞きをしたいというふうに思います。

二つ目なんですけど、これは昨年2月の定例会でも言いましたけれども、宅急便でさえですね、物と伝票を渡さ

れて、それから受け取ったというサインをして、伝票をくれます。そのような形で物品でさえ受け取ったという証拠を残して、お互いサインをして、確認をしてやりとりをします。ご遺体という非常にシビアな部分を扱うのに、口頭だけで行っているというのは、私自身は何か非常に大事なものを扱っているのに口頭だけでやっているということは非常に信じがたいんですが、今後も同じ方法で続けていくのかどうか、もう一度お答え願いたいというふうに思います。

3点目なんですけど、ごみについてはマニフェストという考え方があって、どこかへ、もう委託をしたら責任が全部消えてなくなるということではなしに、マニフェストとかいう考え方は、その後も含めて責任を持たなければいけないということで、私も民間企業におりましたときに設計の担当者として、あとの廃棄物についての処理なども行っておりましたので、追跡をして、そのごみについて責任を持つということがありました。そういう点で、今、お答えいただいた部分については量の確認だとか、あるいは最終の処理方法について、現地にも赴いて確認をしていただいているということでもよくわかりました。そのような、行っている実態について、管理者も含めて全体が共有して認識をしているということで今後も進めていただきたいというふうに思います。

以上、1点目と2点目、もう一度、詳細にご回答いただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

○議長（西川正義君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（上田文夫君） 再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まずは、業者の選定の関係でございますけれども、彦根市の登録業者の中から他の地方公共団体での同類の業務実績がある業者を選定をし、見積り合わせをいたしまして業者決定をさせていただいております。

それと2点目の紫雲苑における書面でのご遺体の受け入れの件についてでございますが、書面での確認書類は施設の使用許可書が考えられると思うんですが、喪主様に当日、紫雲苑玄関へ到着したときに使用許可書を提示していただくようお願いをいたしましても、忘れて来られることも多くあると考えられます。紫雲苑の申請手続きを葬儀業者が代行されることも多くございまして、当日、使用許可書を葬儀業者が提示されることが多いと思われまして、そうしますと、結局、喪主様に確認をさせていただくこととなりますので、玄関で喪主様にフルネームで確認させていただく方がスムーズに告別室に案内をさせていただくことができございまして、今、スムーズに業務を進行させていただいております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（西川正義君） 山内議員。

○5番（山内善男君） 1点目、もう一度お聞きしますけれども、民間の委託費なんですが、委託費はいくらなんですか。予算の方で聞いてもよかったです。これ一般質問で聞いてますけれども、これまでの民間への委託費は近年の実績としてどれぐらいなんですか。

○議長（西川正義君） 紫雲苑場長。

○紫雲苑場長（上田文夫君） 先ほども申し上げましたように、見積り合わせをさせていただいております。金額は1円で契約させていただいております。以上でございます。

○議長（西川正義君） 以上で、事前に通告のあった質問が終了しましたので、一般質問を終結いたします。

日程第8 決議案第1号 彦根愛知犬上広域行政組合新ごみ処理施設建設候補地、愛荘町竹原地区の白紙撤回を求める決議案

○議長（西川正義君） 次に、日程第8、決議案第1号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。10番安藤博君。

○10番（安藤博君） 決議案第1号に対しまして、提出者といたしまして提案説明の方をさせていただきます。

この提案をする背景は大きく二つございます。

一つはですね、先ほども管理者の方からございましたとおり、平成29年6月に愛荘町竹原地区をごみ焼却場の候補地にするという報告が議会になされました。当時は議会で諮るという事ではありませんでしたので、あくまでも報告ということを受けて、それが議会との関係の事の始まりだったかなというふうに振り返っております。この決議案を提出するに当たりまして、当時の議事録、管理者会の議事録を提出してほしいということで、全議員に提出をいただいて、それを読んでまいりました。昨日も議事録をあらためて読んでまいりましたけれども、ここにも記載をさせていただいておりますが、いわゆる第6回までの管理者会では彦根市のある候補地が議題となっております。ただ、当時の愛荘町長さんにおかれましては、それについては反対だということで、その部分が明確に出されれば結構だというようなご発言も記載されておりました。結果的に、管理者に一任をすることによって管理者会としてはまとまって、急ぎよ第7回が開催をされるわけになります。その第7回の会議で管理者の方から愛荘町竹原地区に指定していくというようなご発言があったということでございます。ただ、その前提にあるのは、あくまでも議事録を読む限りでは、もう一度、選定委員会の報告書の建設候補地をあらためて、その部分で検討していくん

だというようなご発言があったかと思えます。それでいけば、なぜ優先順位の1位のところを外して2位だったのか。これについては、各議員さんもいろいろとご質問なされたけれども、明確なご答弁がなかったということがひとつ、一点ございます。そういったところで私たちとしては、ある意味、疑念あるいは不信感を持たざる得なかったというのが当時でございます。そういうこともありまして、これでは議会として、あくまでも報告だけでは困るということで、地方自治法第96条第2項の議決事件追加をさせていただいたということで現在、意見交換もされているというような状況であります。

もう一点はですね、そういった竹原地区に候補地をするということにおいて、当組合の議員さんもさることながら、各市町の議員さん、あるいは不信感を与えたというようなこともあって甲良町議会、そして彦根市議会では見直しを求める意見書が採択をされております。そういったことと、また昨年8月に提案を上程されました環境アセスに関する予算については、先ほども否決をさせていただきましたが、修正案に対して賛成、原案に対してはその部分については反対意思を明確に議会としては提示をさせていただいたというような状況でございます。そんな状況からすると、今、現在、このまま愛荘町竹原地区の方で

議論しても前に進まないというところは明確でありますので、ここは一旦、立ち止まって白紙に戻すべきだというのが議会サイドの考え方でございます。ただ、議会といたしましても、ごみ焼却場の設置というもの、建設というのは早期にやらなければいけない、それは十分理解はしているつもりであります。不毛の議論を尽くすよりも一旦、ここで管理者の英断を求めたいというようなことで決議の方を提案をするものであります。

その決議の一つ目としましては、彦根愛知犬上広域行政組合新ごみ処理施設建設候補地、愛荘町竹原地区を白紙撤回すること。二つ目といたしまして、彦根愛知犬上広域行政組合新ごみ処理施設候補地について、選定委員会対象の5応募地から再検討することとし、5応募地から実現可能性を見出すことができない場合は、新たな公募も視野に、管理者会議で責任ある結論を早期に決定をしていただきたいということ。それと三つ目、管理者会議において、彦根愛知犬上広域行政組合議会運営代表者会議構成議員との意見交換会を必要に応じて開催すること。

以上、決議を提案をさせていただくものであります。議員各位のご賛同を求めて、提案説明とさせていただきます。以上でございます。

○議長（西川正義君） 暫時休憩いたします。

[午後3時48分休憩]

[午後3時50分再開]

○議長（西川正義君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。これより、質疑を行います。質疑の通告書が提出されておられませんので、質疑なしと認めます。以上で、決議案第1号に対する質疑を終結いたします。

○議長（西川正義君） これより、決議案第1号に対する討論を行います。討論の通告書が提出されておられませんので、討論なしと認めます。以上で、決議案第1号に対する討論を終結いたします。

○議長（西川正義君） これより、採決を行います。決議案第1号 彦根愛知犬上広域行政組合新ごみ処理施設建設候補地、愛荘町竹原地区の白紙撤回を求める決議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立者確認]

ご着席願います。起立全員であります。よって、決議案第1号 彦根愛知犬上広域行政組合新ごみ処理施設建設候補地、愛荘町竹原地区の白紙撤回を求める決議案は、可決されました。

○議長（西川正義君） これで本日の日程は、全て終了をいたしました。会議を閉じます。平成31年2月彦根愛知犬上広域行政組合議会定例会を閉会い

たします。皆様、ご苦労様でした。

午後 3 時 52 分閉会

会議録署名議員

議 長 西 川 正 義

議 員 安 藤 博

議 員 夏 川 嘉 一 郎

全 員 協 議 会

(2 月 22 日)

平成 31 年 2 月 22 日(金曜日)

午後 1 時 59 分開会

○議長(西川正義君) 皆さん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。

それでは、定例会の開会前に、お時間をいただきまして、全員協議会を行います。本日の定例会の欠席者について、事務局から報告があります。事務局長。

○事務局(神細工事務局長) 失礼いたします。事務局の神細工でございます。

事前に欠席届が提出されておりますので、ご報告させていただきます。甲良町の西澤伸明議員が所用のため欠席でございます。以上でございます。

○議長(西川正義君) これをもちまして全員協議会を終わります。

次に、今定例会の開会に当たり、管理者よりあいさつをお願いいたします。管理者。

○管理者(大久保貴君) 皆様、あらためまして、こんにちは。大変、ご多用のところ、ご参集いただきましてありがとうございます。

また、日頃から、広域行政組合運営に格別のご理解、ご協力を頂戴しておりますこと、あらためて厚くお礼申し上げます。

さて、今定例会は、平成 30 年度(2018 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計補正予算(第 2 号)および

平成 31 年度(2019 年度)彦根愛知犬上広域行政組合一般会計予算、彦根愛知犬上広域行政組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案および彦根愛知犬上広域行政組合斎場の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案、それぞれについて議案を提案させていただきます。何卒、慎重なるご審議のうえ、適切なお判断をお願い申し上げたいと思っております。簡単でございますが、冒頭に当たってごあいさつさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(西川正義君) ありがとうございました。

午後 2 時 00 分閉会